

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正 (人事課) 2

### —— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 3
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 3
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 3
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 4
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 4
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 4
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 5
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 5
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 5
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 6
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 6
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 6

- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 7
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 7
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 7
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 8
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 8
- 公示送達 (保険医療課) 9

### —— 公 告 ——

- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (財産管理課) 11
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 12
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 16
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (広報プロモーション課) 21
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (広報プロモーション課) 21
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 22
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (子育て支援課) 22
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 26
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 30

○公募型プロポーザル方式による事業者  
の選定 (図書館) 31

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 任免及び辞令 ——

農業委員会欄

—— 公 告 ——

○令和4年5月定例総会の開催 38

市立病院欄

—— 規 程 ——

○亀岡市立病院職員の給与に関する規程  
の一部改正 38

規 則

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第15号

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年亀岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「送致され、收容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に收容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

「揭示済」

# 告示

## 亀岡市告示第101号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年5月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和3年度後期高齢者医療保険料督促状9期分
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町鎌倉雁松区」

### 1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山本 眞佐博

### 2 変更年月日

令和4年4月17日

### 3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

## 亀岡市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第1区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 春木 正巳

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町柏原区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 田村 朋彦

2 変更年月日

令和4年4月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町法貴区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 江見 政幸

2 変更年月日

令和4年4月24日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「神前区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 人見 輝雅

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 堀下 孝次

2 変更年月日

令和4年4月23日

3 変更理由

代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 湯浅 千治

2 変更年月日

令和4年4月11日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「馬路町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中川 徹

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町大内区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中西 孝

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「池尻区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 名倉 治之

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕪田野町下佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 栗林 三善

2 変更年月日

令和4年4月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町南條区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 赤澤 祥一

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「塩屋町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 金山 崇

2 変更年月日

令和4年4月25日

3 変更理由

代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「馬路町北区」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 令和4年4月18日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 中川 敏一

- (2) 変更年月日  
令和4年4月18日

- (3) 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町下ノ谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 松田 輝彦

- 2 変更年月日  
令和4年4月1日

- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、令和4年6月6日令和4年亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

令和4年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」



亀岡市告示第118号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和3年度随1期	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
4	更正・決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和3年度随1期	国民健康保険料	省略	省略
6	更正・決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和3年度第9期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和3年度第10期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和3年度第10期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和3年度第10期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和3年度第10期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和3年度第10期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和3年度第10期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和3年度第10期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和3年度第10期	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	令和3年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和3年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和3年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和3年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和3年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和3年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和3年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和3年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和3年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第43号

市有財産の一般定期借地契約による貸付について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年5月9日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 概要

(1) 名称  
市有財産の一般定期借地契約による貸付

(2) 貸付物件  
亀岡市北古世町二丁目189番1  
雑種地 面積935.31㎡（実測）

(3) 貸付予定期間  
令和4年（2022年）10月1日から  
令和54年（2072年）9月30日まで

(4) 最低貸付料  
年額 900,000円

(5) 主な貸付条件  
ア 土地利用目的及び用途

本市と賃貸人との間で締結する覚書に基づき、亀岡市への移住定住を促進するとともに、安心して暮らすことができる良好な居住環境の整備を推進するため、防犯に配慮した共同住宅の建設及び運営を目的とした利用とすること。

イ 貸付方法及び期間

借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に基づく一般定期借地権による土地の賃貸借とし、貸付期間は50年間とする。

なお、貸付期間には建物建設期間及び収去期間等原状回復期間を含むものとす

る。

ウ 契約の更新等

契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長は行わず、賃貸人は、建物の買取りを本市に請求することはできないものとする。

エ 契約終了時の更地返還

契約満了その他の事由により本契約が終了したときは、契約締結時の原状に復して本物件を返還すること。

## 2 その他

詳細は、市有財産の一般定期借地契約による貸付に係る公募型プロポーザル実施要領【亀岡市北古世町二丁目189番1】による。

「揭示済」

## 亀岡市公告第44号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年5月9日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 3教第3号  
(2) 工事名 亀岡市立南つつじヶ丘小学校トイレ大規模改修工事（Ⅱ期工事）  
(3) 工事場所 亀岡市南つつじヶ丘大葉台地内  
(4) 工事種別 建築一式工事  
(5) 工事概要 亀岡市立南つつじヶ丘小学校トイレ大規模改修工事

## ①改修建物概要

用途：小学校

構造：鉄筋コンクリート造（地上2階建）

延面積：5,464㎡（校舎合計 屋内運動場除く。）

## ②工事概要

1) 工事箇所：（改修）児童用便所3箇所

2) 工事種別

## 【建築工事】

・内装工事

床・壁・天井全面改修

・建具・ユニット工事

トイレブース取替、洗面カウンター設置、各部手摺設置他

## 【電気設備工事：児童用】

・電灯・コンセント工事

人感センサー設置、照明設備更新他

## 【機械設備工事】

・給排水衛生設備（設置箇所数はいずれも便所1箇所あたり）

本館西側1階児童用女子便所：洋風大便器4基

本館西側1階児童用男子便所：洋風大便器3基、小便器5基

本館西側2階児童用女子便所：洋風大便器4基

本館西側2階児童用男子便所：洋風大便器3基、小便器5基

新館2階児童用女子便所：洋風大便器6基

新館2階児童用男子便所：洋風大便器3基、小便器5基

## 【その他附帯工事 一式】

- (6) 工 期 契約日の翌日から令和4年9月30日まで
- (7) 部 分 払 無
- (8) 前 金 払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 最低制限価格 採用
- (10) 入札保証金 免除
- (11) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (12) 支給材料及び貸与品 無
- (13) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。  
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年5月9日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年5月9日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年5月17日（火） 午前9時から午後5時まで 令和4年5月18日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年5月19日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	

質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年5月16日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年5月20日（金）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年5月24日（火） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和4年5月26日（木） 午前9時から午後5時まで 令和4年5月27日（金） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：令和4年5月27日（金） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和4年5月31日（火）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和4年6月1日（水）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和4年6月1日（水） 午前10時	令和4年6月2日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和4年6月2日（木） 午前9時から午後3時まで	令和4年6月3日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和4年6月2日（木） 午後3時以降	令和4年6月3日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

---

亀岡市公告第45号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年5月11日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 3教第4号
- (2) 工事名 亀岡市立大成中学校トイレ大規模改修工事（I期工事）
- (3) 工事場所 亀岡市大井町土田地内
- (4) 工事種別 建築一式工事
- (5) 工事概要 亀岡市立大成中学校トイレ大規模改修工事

## ①改修建物概要

用途：中学校

構造：鉄筋コンクリート造（地上2階建）

延面積：4,917㎡（校舎合計 屋内運動場除く。）



## ②工事概要

- 1) 工事箇所：(改修) 生徒用便所1箇所、職員用便所1箇所  
(新設) 倉庫(現：便所)

## 2) 工事種別

## 【建築工事】

- ・内装工事

床・壁・天井全面改修

- ・建具・ユニット工事

トイレブース取替、洗面カウンター設置、各部手摺設置他

## 【電気設備工事：児童用・職員用共通】

- ・電灯・コンセント工事

人感センサー設置、照明設備更新他

## 【機械設備工事】

- ・給排水衛生設備(設置箇所数はいずれも便所1箇所あたり)

職員用女子便所：洋風大便器4基

職員用男子便所：洋風大便器3基、小便器4基

多目的便所(1F)：洋風大便器1基

生徒用女子便所：洋風大便器6基

生徒用女子便所：洋風大便器3基、小便器5基

多目的便所(2F)：洋風大便器1基

## 【その他附帯工事 一式】

- (6) 工期 契約日の翌日から令和4年9月30日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (9) 最低制限価格 採用
- (10) 入札保証金 免除
- (11) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (12) 支給材料及び貸与品 無
- (13) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認

定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の

相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年5月11日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年5月11日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年5月20日（金） 午前9時から午後5時まで 令和4年5月23日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年5月24日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年5月19日（木）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年5月25日（水）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年5月27日（金） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和4年5月31日（火） 午前9時から午後5時まで 令和4年6月1日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：令和4年6月1日（水） 午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和4年6月3日（金）正午まで	共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和4年6月6日（月）まで	共通事項5-2のとおり

	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和4年6月6日（月） 午前10時	令和4年6月7日（火） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和4年6月7日（火） 午前9時から午後3時まで	令和4年6月8日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和4年6月7日（火） 午後3時以降	令和4年6月8日（水） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 総務部 契約検査課 （電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第46号

デジタルマーケティング推進業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年5月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

デジタルマーケティング推進業務

(2) 業務内容

デジタルマーケティングを活用し、亀岡市の自然・観光地・特産品・各種施策（SDGsの取組、環境施策、子育て施策等）情報を適切なターゲットに向けて配信し、事業の効果検証及び改善の提案する業務委託を行うものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 見積限度額

14,000,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、デジタルマーケティング推進業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第47号

マーケティング思考を活用したデジタルプロモーション推進業務について、公募型プロポー

ザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年5月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

マーケティング思考を活用したデジタルプロモーション推進業務

(2) 業務内容

- ・亀岡市の各種施策の組立てについて、適切なターゲットを明確にし、事業の効果を最大限に上げるため、事業担当者にマーケティング思考を教示する。
- ・デジタルマーケティングのノウハウや日々進歩するWEB関連技術について専門的なアドバイスを行う。
- ・マーケティング思考を活用したデジタルプロモーションを実施することで、事業効果を増大させ、関係人口の増加と市民のシビックプライドの醸成を目指すための全庁的サポートを行う。

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 見積限度額

1,320,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、マーケティング思考を活用したデジタルプロモーション推進業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
  - 亀岡市千歳町国分山伏32、33の1、33の4、34、42の1の一部、42の3、43の1から43の3まで、49、108から112まで、1007の一部、2003の一部、2004の一部、後田16の1の一部、17の1の一部、市有地（関連区域）
    - 亀岡市千歳町国分山伏24の2の一部、33の2、33の3、42の2、1002の一部、1007の一部、2003の一部、2006の一部、後田17の2の一部、17の3の一部、18の2、21の2、21の3、22の2、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
  - 亀岡市千歳町国分後田22の1
  - 株式会社七谷川木材工業社

「揭示済」

亀岡市公告第49号

令和4年度亀岡市子ども宅食事業（亀岡市支援対象児童等見守り強化事業）について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行う

ので、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業概要

(1) 事業名

令和4年度亀岡市子ども宅食事業

（亀岡市支援対象児童等見守り強化事業）

(2) 業務内容

見守りが必要な支援対象児童等に対し、市から委託を受けた宅食事業者が、支援対象児童等の居宅を訪問し、食材を配達するとともに、こども等の状況の把握や継続的な見守り等を行い、必要に応じて支援対象児童等を市に報告し、支援に必要な連携を市と行う。また、事業運営では、委託事業者で協同しすすめる「亀岡子ども宅食連絡会」を設け、事業者間の連携を図り、地域資源の活用等地域の連携体制の構築をめざす「かめおか子ども宅食プロジェクト」を推進し、子どもの見守り体制を強化する。

(3) 対象者

ア ひとり親世帯（児童扶養手当全部支給受給者）

イ 支援を必要とし、こどもがいる世帯（養育困難・不安、経済的困窮ほか）

(4) 業務場所及び給付予定

亀岡市内で宅食・見守りを行う担当地域を5つに分けて、契約締結の日から令和5年3月31日までの間に、原則として2か月に1回以上実施することとし、年6回実施する。ただし、支援対象児童等の状況に応じて必要な場合は追加して実施すること。

（標準配布月：7月・8月・10月・12月・1月・2月）

- (5) 業務期間  
契約締結日から令和5年3月31日まで
  - (6) 見積限度額
    - 1 事業者当たり  
7,957,800円までとする。  
(消費税及び地方消費税を含む。)
    - 5 事業者合計  
39,789,000円までとする。  
(消費税及び地方消費税を含む。)
- ※非課税事業者については、消費税及び地方消費税を含まない。

2 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 公告から契約締結日までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3

年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 業務一括再委託しない者
- (7) 本市での業務を確実に遂行できる人員体制等を有していること。

3 提出書類等について

- (1) 提出書類
  - ・プロポーザル参加申込書（様式第1号）
  - ・事業所概要（様式第2号）
  - ・業務実績書（様式第3号）
  - ・企画提案書表紙（様式第5号）
  - ・企画提案書（参考様式第6号）

仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。

- ・工程表（参考様式第7号）  
 工程表の内容については、6回の配達を行う上で、自社で要する工程を記載すること。また、記載方法は問わない。
  - ・参考見積書（様式第8号）  
 児童1人あたりに係る食材費4,000円を基本単価とし、参考配達人数75人分×6回の配達に係る食材費及び配達経費、運営費等全ての総額（消費税額及び地方消費税額は除く。）を記載すること。また、見積限度額以下の金額とすることとし、提出の際には封入し割印をしておくこと。
  - ・予定担当者調書（様式第9号）
  - ・誓約書（様式第10号）
- (2) 作成上の留意点
- ア 文字の大きさは、原則として10ポイント以上とする。
  - イ 文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。
  - ウ 企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。
  - エ 企画提案書の下段中央にページ番号を付すこと。
  - オ 用紙は、A4片面印刷を基本とし、A4を超えるものは折り込みでA4とすること。
  - カ 使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
  - キ 企画提案書表紙（様式第5号）について、正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。  
 なお、副本には会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。

- ク 企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。
- (3) 部 数 正本1部、副本5部
  - (4) 提出方法 持参
  - (5) 提出場所  
 亀岡市こども未来部子育て支援課  
 〒621-0805  
 亀岡市安町釜ヶ前82番地  
 （亀岡市保健センター内）
  - (6) 提出期限  
 令和4年5月19日（木）から5月31日（火）午後5時00分まで
- 4 質問の受付及び回答
- 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。
- (1) 受付期間  
 令和4年5月13日（金）から5月17日（火）午後5時00分まで
  - (2) 受付方法  
 質問書（様式第4号）に記入の上、「8 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。
  - (3) 回答日及び回答方法  
 令和4年5月19日（木）中に本市ホームページにおいて回答する。
  - (4) 質問内容  
 質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。
- 5 審査
- 参加要件を満たすと認められた事業者に対し、亀岡市プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査を実施する。



6 結果通知等

(1) 契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者から上位5者を契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。5者目の候補者が複数の場合は、「子育て支援に資する施策の対応の項目」及び「こどもの発達に寄与する食材の選定」の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、評価配点合計の6割に満たない場合にあっては、候補者とししない。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

7 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (3) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (4) 提出書類等は返却しない。
- (5) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (6) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕

様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。

- (7) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (8) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (9) 次の場合、提出書類等は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
  - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
  - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
  - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (10) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (11) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (12) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

8 事務局

〒621-0805

亀岡市安町釜ヶ前8番地

（亀岡市保健センター内）

亀岡市こども未来部子育て支援課（こども支援係）

電話番号：0771-25-5138

FAX番号：0771-25-5128

電子メール：

fukusi-soumu@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第50号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年5月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 4道改第1号
- (2) 工事名 市道クニッテルフェルト通道路改良工事
- (3) 工事場所 亀岡市篠町浄法寺地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=81.6m W=12.0~17.5m
  - ・排水構造物工
    - 側溝工 現場打ち街渠 B=500 L=20.4m
    - 円形側溝 φ300（街渠型） L=63.0m
  - ・縁石工
    - 縁石工 歩車道境界ブロック A種 L=87.3m
    - 地先境界ブロック C種 L=98.7m
  - ・防護柵工
    - 路側防護柵工 ガードレール Gr-B-2B L=10.0m
    - 転落防止柵 H=1100 L=10.8m
  - ・舗装工
    - 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ t=50（再生密粒度As）  
A=671.8m<sup>2</sup>
    - アスファルト舗装工 基層（再生粗粒度As）t=50 A=220.6m<sup>2</sup>
    - 表層（再生密粒度As）t=50 A=220.6m<sup>2</sup>
    - 透水性As t=40 A=142.8m<sup>2</sup>
  - ・区画線工
    - 区画線工 区画線（実線、破線、白、W=150, 450） L=185.7m
    - 区画線（実線、黄、W=200） L=67.2m
    - 区画線（文字・記号、W=150換算） L=46.6m
  - ・道路附属物工
    - 照明工 防犯灯移設 N=3.0本
    - 信号柱移設工 信号機移設 N=1.0基

- (6) 予定価格（税込） 30,333,600円  
【入札書比較価格（税抜）27,576,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から180日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金

額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年5月17日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	令和4年5月17日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年5月24日（火） 午前9時から午後5時まで 令和4年5月25日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年5月26日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年5月23日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年5月27日（金）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年5月31日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年6月2日（木） 午前9時から午後5時まで 令和4年6月3日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年6月6日（月） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡

市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

---

#### 亀岡市公告第51号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和4年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

#### 1 縦覧期間

令和4年5月18日以後、常時備え置くこととする。

#### 2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第52号

亀岡市立図書館中央館リニューアルコンサルティング業務委託について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市立図書館中央館リニューアルコンサルティング業務委託

(2) 業務内容

別紙「亀岡市立図書館中央館リニューアルコンサルティング業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務場所

亀岡市内丸町26番地  
亀岡市立図書館中央館

(4) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 見積限度額

8,000,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

※上記の限度額を超えた企画提案書は受付できないものとする。

※上記金額は、契約締結時の予定価格となるものではない。

2 参加資格

(1) 公告から契約締結日までの間、国又は地方公共団体等の指名停止を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該

当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(5) 銀行取引停止、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維

持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (7) 当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できること。  
 (8) 本業務を一括再委託しない者であること。

### 3 参加申込みの手続

#### (1) 参加申込書等の配布

亀岡市ホームページ (<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>) に掲載

- (2) 当館図面等資料閲覧について  
 公募期間中の午前9時から午後3時まで受付

希望の際は、事前に亀岡市立図書館中央館まで電話連絡をしてください。

#### (3) 現地見学会について

令和4年5月23日(月) 午前10時から午後3時まで受付

令和4年5月30日(月) 午前10時から午後3時まで受付

公募期間中の中央館閉館日に併せて実施する。

希望の際は、前日までに亀岡市立図書館中央館まで電話連絡をしてください。

#### (4) 提出期限

令和4年5月31日(火) 午後5時まで(必着)

また、本市が指示した場合を除き、提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

※持参の場合の受付は、月曜日(休館日)を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

#### (5) 提出場所

亀岡市立図書館中央館3階事務室

#### (6) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書(第1号様式)  
 (本社分の直近年度の消費税及び地方消費税の納税証明書、市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの))

イ 事業所概要(第2号様式、その他会社概要及び役員一覧表を記したパンフレットがあれば添付すること。)

ウ 商業登記簿謄本(提出日3か月以内のもの)

エ 令和3年度決算報告書(損益計算書)

オ 業務実績書(第3号様式)  
 (業務受託実績を証する契約書及び仕様書の写しを添付すること。)

カ 誓約書(第4号様式)

キ 役員等調書(第5号様式)

ク 業務従事者選定書(業務従事者の氏名及び担当業務、経験年数、資格等を記載)

ケ 支店・営業所の場合は、本社の委任状(クとケの様式は任意とする。)

#### (7) 提出部数

1部(ただし、会社概要パンフレットは11部)

#### (8) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒に「参加申込書類在中」の旨を記載し、書留郵便等、配達記録が残る方法により、受付期間内に必着とする。

### 4 企画提案書の作成に係る質問の受付及び回答

#### (1) 受付期間

令和4年6月7日(火)から

令和4年6月9日(木)午後5時まで

#### (2) 受付方法

ア 質問書(第7号様式)に記入の上、電



子メール又はFAXで提出すること。

イ 質問書を提出した場合は、提出後に受付確認の連絡（電話）を行うこと。なお、受付確認の連絡（電話）は、月曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 電子メール、FAX以外による質問（電話又は口頭による質問）には応じない。

### (3) 回答日及び回答方法

令和4年6月14日（火）までに、全ての参加事業者に対して、電子メールで回答する。なお、質問書を提出した事業者名は非公開とする。

### (4) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

## 5 企画提案書の提出について

「3 参加申込みの手続」により参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

### (1) 提出書類

「6 企画提案書について」に記載のとおり

### (2) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」の旨を記載し、書留郵便等、配達記録が残る方法により、受付期間内に必着とする。

### (3) 提出先 亀岡市立図書館

### (4) 提出期限

令和4年6月22日（水）午後5時まで  
※持参の場合の受付は、月曜日（休館日）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(5) 提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、本市が指示した場合は、この限りでない。

### (6) 提出部数

正本1部、副本11部とする。

## 6 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

### (1) 企画提案書（表紙）（第9号様式）

### (2) 予定担当者調書（第10号様式）

(3) 企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。）

### (4) 工程表（様式自由）

### (5) 業務実施体制に関する業務提案書

### (6) 価格提案書

ア 価格内訳書（価格提案明細）を別途提出すること。（様式任意）

イ 業務委託価格提案書（価格提案書様式第1号）及び価格内訳書は、円単位（消費税及び地方消費税を除く。）で作成すること。

ウ 業務委託価格提案書及び価格内訳書は、企画提案書とは別に封かんし、1部提出すること。

## 7 審査

参加要件を満たす事業者に対して、事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

### (1) 日時

令和4年6月下旬（予定）。日時は後日、参加事業者に通知する。

### (2) 場所

亀岡市役所内会議室。場所の詳細は後日、

参加事業者へ通知する。

(3) 出席者及び説明者

ア 出席者及び説明者は各事業者5名以内とし、本業務の業務責任者となる者又は業務従事者となる者は必ず出席すること。

イ 出席者の所属、役職、氏名を予定担当者調書（第10号様式）により提出すること。

ウ 上記の予定担当者調書については、プレゼンテーション審査の前々日の正午までに、亀岡市立図書館へ電子メール又はFAXで提出すること。

エ プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。ただし、交通機関の事故その他やむを得ない理由がある場合は、速やかに亀岡市立図書館まで連絡を入れること。

(4) 所要時間

各事業者50分程度（プレゼンテーション30分（時間厳守）、ヒアリング20分程度）

(5) 内容

ア 当日の説明は、事前に提出した企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の提出順とする。なお、辞退者がある場合は、順次繰り上げるものとする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは個別に行い、非公開とする。

エ プレゼンテーション及びヒアリングには、選定委員会のほか、選定委員会の庶務担当者が同席する。

オ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者及び説明者において、発熱がある

又は体調不良の場合は出席を見合わせる。また、発熱がない又は体調良好で出席する場合も、マスクの着用、手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染症対策に努めること。

(6) 使用機器

ア 説明時は、パソコン、プロジェクター等の使用を認めることとするが、パソコン、プロジェクター等の機材については事業者が準備すること。

イ 事業者からの申し出があれば、スクリーン、電源、延長コードについては本市で用意する。

ウ パワーポイント等を使用する場合は、スライド画面を印刷した資料を企画提案書に添付して提出すること。

8 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

(1) 企画提案者が1者になった場合でも、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、選定委員会において適当と認められた場合は、事業者（候補者）として選定する。

(2) 企画提案者又は事業者（候補者）がいない場合は、参加資格、業務の内容等を見直して、再度公募を行うのかどうかを選定委員会において協議し、決定する。

9 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

ア 選定委員会の審査において、全委員の評価点数の総合点が最も高い者（以下「最高評価点を得た者」という。）を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。

イ 最高評価点を得た者が複数の場合は、業務委託価格提案書による提案価格の金額が最も安価な者を候補者とし、提案価格の金額が同額の場合は、別表「審査項

目」の区分のうち「実質的評価項目」の評価点数の総合点が最も高い者を候補者とする。

※「実質的評価項目」とは「客観的評価項目」以外の全ての評価項目をいう。

ウ 最高評価点を得た者が評価配点合計の5割に満たない場合にあつては、候補者の選定を行わず、再度公募、指名等について検討するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に選定又は非選定の結果を書面で通知するとともに亀岡市ホームページ並びに亀岡市立図書館ホームページにも掲載する。なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国又は地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

10 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（第6号様式）を提出すること。
- (3) 受付期間後の提出書類の修正、変更又は追加は原則として認めない。ただし、本市から指示がある場合は、この限りでない。
- (4) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。
- (5) 企画提案書等の提出書類に係る著作権は、書類提出を行った各事業者に帰属するものとする。ただし、本市が本業務の実施その他必要と認める用途については、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 企画提案書等の提出書類に含まれる著作

権、肖像権その他の権利等、第三者の権利の対象を使用した結果、生じる責任は各事業者が負うものとする。

- (7) 提出書類等は返却しない。
- (8) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された企画提案に基づき、契約予定者と本市で協議の上、決定することとする。
- (9) 本市は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10) 本市は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (11) 次の場合、提出書類等は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
  - イ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
  - ウ 提出書類等の作成にあつて不正行為が判明した場合
  - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (12) 審査内容や審査経過については非公開とする。
- (13) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (14) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (15) 不測の事態があつた場合は、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

11 事務局

〒621-0864

京都府亀岡市内丸町26番地

亀岡市立図書館

電話番号：0771-24-4710

FAX番号：0771-25-9395

電子メール：

tosyokan@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

# 任免及び辞令

大釜茂和  
 湯浅豊  
 中川徹  
 吉川肇  
 廣瀬照雄  
 上田政行  
 長尾繁  
 木曾布恭  
 谷口貢  
 串崎哲史  
 山田実  
 塚本政雄  
 竹内光雄  
 櫻井邦男  
 堀下孝次  
 西村満  
 法貴良好  
 大西正夫  
 竹岡敏  
 小林仁  
 山内勇  
 宮川正志  
 中川寛

(各 通)

亀岡市自治委員に委嘱します

(各 通)

廣瀬秀樹  
 片岡芳幸

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

(各 通)

山田智樹  
 堀本恒秀

亀岡市防災会議委員に委嘱します

令和4年5月1日

荒木昌幸  
 亀岡市国民健康保険事業の運営に関する協議会  
 委員の委嘱を解きます

令和4年5月5日

法貴良好  
 亀岡市国民健康保険事業の運営に関する協議会  
 委員に委嘱します

任期は令和5年1月31日までとします

法貴良好

小林仁

(各 通)

湯浅豊

廣瀬照雄

谷口貢

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します

任期は令和5年7月20日までとします

荒木昌幸

佐藤滋

(各 通)

山内勇

藤原庸右

串崎哲史

亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます

(各 通)

廣瀬照雄

瀧本真己

亀岡市民生委員推せん会委員に委嘱します

任期は令和5年10月31日までとします

令和4年5月6日

秋山伸夫

堀本恒秀

(各 通)

山田智樹

西村満

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します

任期は令和4年9月4日までとします

令和4年5月24日

(各 通) 吉 村 一 志  
 上 田 政 行  
 大 西 美 緒

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します  
 任期は令和5年9月30日までとします

(各 通) 塩 尻 知 己  
 法 貴 良 好  
 堀之内 秀 太

亀岡市循環型社会推進審議会委員の委嘱を解  
 きます

令和4年5月26日

## 教育委員会欄

### 任免及び辞令

(各 通) 谷 口 浩 之  
 川 口 研 一  
 辻 香  
 江 口 昌 道  
 中 澤 猛  
 倉之段 昇  
 八 木 辰 夫  
 伊豆田 藤吉郎  
 迫 間 勝 樹  
 相 馬 博 美  
 梅 原 伸 雄  
 元 古 淳

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱し  
 ます

任期は令和6年4月30日までとします

令和4年5月1日

谷 口 貢  
 亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱し  
 ます

任期は令和6年5月5日までとします

令和4年5月6日

吉 村 一 志  
 亀岡市文化財保存活用地域計画に係る協議会委  
 員を解嘱します

令和4年5月24日

坪 倉 康 孝  
 亀岡市文化財保存活用地域計画に係る協議会委  
 員を委嘱します

令和4年5月27日

# 農業委員会欄

## 公 告

亀岡市農業委員会公告第5号

令和4年5月定例総会を下記のとおり公告する。

令和4年5月6日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和4年5月9日（月）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 別館3階会議室
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第5号議案 特定農地貸付けの承認について
  - ・第6号議案 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規 程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月30日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第3号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第19条又は第21条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当（給与条例又は亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年亀岡市条例第30号）の規定に基づき支給されたものを含む。）の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当

は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員

127.5分の15

イ 幹部職員 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 幹部職員 62.5分の10

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」